

令和 7 年 3 月 4 日 議決・専決

令和 7 年 4 月 1 日施行

令和 7 年 3 月 5 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町条例第 1 3 号

佐用町長寿祝金及び百歳祝金支給条例の一部を改正する条例

佐用町長寿祝金及び百歳祝金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 5 日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第     号

佐用町長寿祝金及び百歳祝金支給条例の一部を改正する条例（案）

佐用町長寿祝金及び百歳祝金支給条例（平成24年佐用町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）による介護保険の保険者が本町以外の者を除く。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。